

加美町地域未来塾事業実施要綱

令和3年4月1日

教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）に対して地域と学校の連携・協働による学習支援策として行う加美町地域未来塾事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、加美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童生徒の学習の場を設け、学習の支援を行う。
- (2) 児童生徒に学習習慣を身につけさせる。

(実施場所)

第4条 本事業は、町内各小中学校または社会教育施設で行う。ただし、教育委員会が認めたときは、他の施設で行うことができる。

(実施日及び実施時間)

第5条 本事業の実施日は、次の各号に掲げる範囲を超えないものとする。

- (1) 授業日 月曜日から金曜日までのうち1回程度
 - (2) 長期休業期間 1回の長期休業につき5日程度
- 2 本事業の実施時間は、午前9時から午後6時までの範囲を超えないものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、本事業の実施日及び実施時間を変更することができる。

(対象者)

第6条 本事業の対象者は、町内各小中学校に通う児童生徒とする。

(費用負担)

第7条 本事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、教材費その他本事業に参加する児童生徒（以下「参加者」という。）が利用することとなる物品等については、参加者の保護者から実費を徴収することができる。

(人員配置等)

第8条 教育委員会は、本事業の実施に際し、次の役員を置く。

- (1) 地域学校協働活動推進員 若干名
 - (2) 協働活動支援員 10名以内
 - (3) 協働活動サポーター 事業の遂行に必要と見込まれる人数
- 2 地域学校協働活動推進員は、教育総務課学校教育専門指導員をもって充てる。

- 3 地域学校協働活動推進員の職務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本事業の実施に必要な関係機関との連絡調整に関する事項
 - (2) 本事業の学習プログラムの企画・立案・実施に関する事項
 - (3) 協働活動支援員との連絡調整に関する事項
 - (4) 協働活動サポーターの募集または選定に関する事項
 - (5) 協働活動サポーターとの連絡調整に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本事業に関して教育委員会が指示する事項
- 4 協働活動支援員は、地域学校協働活動推進員、協働活動サポーター、関係団体、保護者等と良好な関係を保ち、連絡調整を行うことが可能で、子どもたちの健全育成に情熱を持つ者を、教育委員会が委嘱する。
- 5 協働活動支援員の職務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本事業の学習プログラムの実施に関する事項
 - (2) 参加者との連絡調整に関する事項
 - (3) 参加者に対する学習指導に関する事項
 - (4) 参加者の学習相談に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業に関して教育委員会が指示する事項
- 6 協働活動サポーターは、地域学校協働活動推進員、協働活動サポーターの指示を受けて、関係団体、保護者等と良好な関係を保ち、子どもたちの健全育成に協力できる者を地域学校協働活動推進員が選任する。
- 7 協働活動サポーターの職務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 参加者に対する学習指導に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本事業に関して教育委員会が指示する事項
- 8 協働活動支援員及び協働活動サポーターの任期は、委嘱または選任の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第9条 協働活動支援員及び協働活動サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

- 2 協働活動支援員及び協働活動サポーターは、活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはならない。
- 3 協働活動支援員及び協働活動サポーターは、その信用を失墜する行為をしてはならない。

(謝金等)

第10条 協働活動支援員及び協働活動サポーターに対する謝金は、次に定める額を支給する。

- (1) 協働活動支援員 1時間当たり1,000円
- (2) 協働活動サポーター 1時間当たり850円

2 協働活動支援員及び協働活動サポーターに対する費用弁償は、次に定める額を支給する。

(1) 町内を自家用車で移動するときは、日額300円を支給する。

(2) 公共交通機関を利用するとき及び町外から移動するときは、その旅客運賃等により支給する。

(事務局)

第11条 本事業の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、加美町教育委員会教育総務課内に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局長は、教育総務課長をもって充てる。

5 事務局員は、教育総務課の職員をもって充てる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。